

たつの市新宮総合支所及び埋蔵文化財センター

消防用設備保守点検業務仕様書

- 1 履 行 場 所 たつの市新宮総合支所及び埋蔵文化財センター
 たつの市新宮町宮内 1 6 番地
- 2 業 務 内 容 消防法に基づく消防用設備等の保守点検業務
 (機器点検、機器総合点検)
- 3 契 約 期 間 契約締結日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日
 (地方自治法第 2 3 4 条の 3 に基づく長期継続契約)
- 4 点 検 実 施 時 期 機器点検 8 ～ 9 月
 機器総合点検 2 ～ 3 月
- 5 点 検 対 象 設 備 等 別紙「消防用設備等点検数量表」のとおり
- 6 特 記 事 項
 - (1) 関係法令等に従い適切に点検を行い、事故防止に努めること。
 - (2) 簡易な調整等は、本業務内にて対応すること。
 - (3) 点検実施日、作業方法等について、事前に新宮総合支所地域振興課及び歴史文化財課と協議を行うこと。
 - (4) 業務完了後、業務完了報告書を委託者に提出し履行の確認を受け、点検結果報告書を定めされた報告の期間ごとに西はりま消防組合へ提出すること。
 - (5) 業務の実施にあたり、この仕様書に疑義があるとき又は定めのない事項については、協議のうえ決定する。
 - (6) その他、業務実施にあたり職員の指示に従うこと。
 - (7) 毎年実施予定の新宮総合支所消防訓練に立ち会うこと。